第二百二十四条　終了

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この協定は、他方の締約国が当該通告を受領した日の後一年を経過した時に終了する。

第二百二十五条　正文

1　この協定は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

2　1の前段の規定にかかわらず、

(a)　(i)　附属書一第二編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書一第三編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

(b)　附属書四は、英語のみにより作成される。

(c)　(i)　附属書五第一編及び附属書六第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書五第二編及び附属書六第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

(d)　(i)　附属書八第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書八第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

(e)　(i)　附属書九第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書九第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年五月三十一日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　松本剛明
ペルー共和国のために
　フェレイロス

附属書一（第二章関係）　第二十一条の規定に関する表

第一編　一般的注釈

1　この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

2　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

3　この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の3欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

4　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

5　この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第二編

第一節　日本国の表についての注釈

1　第二十一条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に完全に撤廃し、当該原産品は、無税とする。

(b)　表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(c)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(d)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(e)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(f)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。

(g)　表の4欄に「B16」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十七年目の四月一日から無税とする。

(h)　表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、2(a)から(e)までに規定する条件であって、表の5欄に示されるものに従い、削減する。

(i)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、2(f)から(k)までに規定する条件であって、表の5欄に示されるものに従う。

(j)　表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から五年目に両締約国が交渉する。

(k)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　次の(a)から(k)までに規定する条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a)　関税率については、この協定の効力発生の日から、二パーセントとする。

(b)　関税率については、この協定の効力発生の日から、三パーセントとする。

(c)　関税率については、この協定の効力発生の日から、四パーセントとする。

(d)　関税率については、この協定の効力発生の日から、五パーセントとする。

(e)　関税率については、この協定の効力発生の日から、八パーセントとする。

(f)　(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa)　一年目については、千メートル・トン

(bb)　二年目については、二千メートル・トン

(cc)　三年目については、三千メートル・トン

(dd)　四年目については、四千メートル・トン

(ee)　五年目及びそれ以降の各年については、五千メートル・トン